

5 消安第 4101 号  
令和 5 年 10 月 11 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道美唄市で回収された死亡野鳥における H5 亜型高病原性鳥  
インフルエンザウイルスの検出に伴う防疫対策の再徹底について

先般、「北海道美唄市で回収された死亡野鳥における A 型インフルエンザ  
ウイルス簡易検査陽性の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（令和 5 年  
10 月 4 日付け 5 消安第 4003 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）  
でお知らせした死亡野鳥（ハシブトガラス）の A 型インフルエンザウイルス  
簡易検査陽性事例に関して、本日、当該死亡野鳥に対するウイルス遺伝子検  
査の結果、H5 亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、環  
境省から別添のとおりプレスリリースされました。

本事例は、既に高病原性鳥インフルエンザウイルスを保有する渡り鳥が日  
本に飛来していることを示唆するものであり、家きん飼養農場及び関係者に  
対し厳重な警戒を促す必要があります。

貴職におかれましては、引き続き、関係機関、関係団体等と連携し、①家  
きん飼養農場における飼養衛生管理の徹底、②毎日の健康観察及び異状の早  
期発見・早期通報の指導、③発生時の円滑な防疫措置に必要な事前準備等  
により、高病原性鳥インフルエンザの発生予防・まん延防止対策に万全を期す  
ようお願いします。

また、本事例同様、野鳥等の家きん以外の鳥類で高病原性鳥インフルエン  
ザウイルスが検出された場合は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性  
鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和 2 年 7 月 1 日農  
林水産大臣公表）の第 4 の 7 に基づき、遺漏なく対応いただくようお願いし  
ます。

（参考）

- 高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について  
（令和 5 年 9 月 12 日付け 5 消安第 3195 号農林水産省消費・安全局長通知）  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r5\\_hpai\\_kokunai-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/attach/pdf/r5_hpai_kokunai-1.pdf)

【農林水産省ウェブサイト】

- 鳥インフルエンザについて  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- 令和 5 年度 鳥インフルエンザに関する情報について  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5\\_hpai\\_kokunai.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html)



(別添)



## 環境省報道発表

令和5年10月11日(水)

### 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について (陽性確定 北海道美唄市(野鳥国内1例目))

<北海道同時発表>

1. 北海道美唄市で令和5年10月4日(水)にハシブトガラス1羽の死亡個体が回収され、同日に簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記について、国立研究開発法人国立環境研究所で遺伝子検査を実施したところ、同年10月11日(水)に高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が検出された旨の報告がありました。
3. 本事例は、今シーズンで一例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。
4. 国内単一箇所で大病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを令和5年10月11日(水)付けで「対応レベル2」に引き上げ、野鳥における監視を強化します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先  
環境省自然環境局野生生物課  
鳥獣保護管理室  
代 表 : 03-3581-3351  
直 通 : 03-5521-8285  
室 長 : 宇賀神 知則  
室長補佐 : 村上 靖典  
係 長 : 木富 正裕  
担 当 : 兼松 賢人

## ■ 詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥国内 1例目	10/4	北海道	美幌市	死亡野鳥	ハシブト ガラス	10/4	陽性	10/11	H5亜型高病原性 鳥インフルエンザ	10/4

## ■ 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※について、本日付けで「対応レベル2」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

### ※ 対応レベル

対応レベル1	発生のない時（通常時）
対応レベル2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国での発生情報等により、対応レベルを引き上げることがあります。

## ■ 留意事項

- （1） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- （2） 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

### 【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

### 【公表について】

環境省では、各都道府県内でのシーズン初確認、国内希少野生動植物種での発生など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

### 【参考情報】

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）  
[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)
- ・ 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル  
[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上